

令和8年度 子ども総合センター子育て支援課発達支援係 会計年度任用職員募集案内

1 職種・採用予定数等

職名	採用予定数
(1) 子ども総合センター心理指導員 甲(1)	各若干名
(2) 子ども総合センター言語聴覚士 (2)	
(3) 子ども総合センター理学療法士 (2)	
(4) 子ども総合センター看護師 (2)	
(5) 保育所等訪問支援員 乙(3)	
(6) 在宅児等訪問支援員	
(7) 療育指導員	

2 職務内容

(1) 子ども総合センター心理指導員 甲(1)

児童の発達状況を把握するための検査判定及びその結果に基づく専門的助言等
【発達検査(0~18歳までの各種検査)及び所見作成】

(2) 子ども総合センター言語聴覚士 (2)

児童のコミュニケーション能力の発達を図るための言語指導及び保護者への専門的助言、
摂食指導及び集団療育での指導等

(3) 子ども総合センター理学療法士 (2)

子どもの基本的動作能力の回復を図るための理学療法及び集団療育での指導、医学的助言等

(4) 子ども総合センター看護師 (2)

子どもの健康管理及び医療的ケアへの対応、医学的助言等
【乳幼児の看護や医療的ケア等の対応】

(5) 保育所等訪問支援員 乙(3)

保育園、子ども園、幼稚園等集団場面での子どもへの専門的支援、保護者及び在籍園への
助言等

(6) 在宅児等訪問支援員

家庭内等における療育指導及び専門的助言、関係機関との連絡調整等

(7) 療育指導員

発達の遅れや障害のある児童の療育指導、専門的助言等

※職種によっては通所グループ活動の従事及び所属長の指示により関係機関(主に新宿区内)
への出張があります。

3 勤務場所

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課発達支援係
(東京都新宿区新宿7-3-29)

4 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員(一般職)

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

ただし、同一の職が翌年度の設置され、かつ能力実証の結果良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は年度末年齢70歳が上限年齢となります。

廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

(1) 子ども総合センター心理指導員 甲(1)

公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有し、相当の実務経験がある方

(2) 子ども総合センター言語聴覚士 (2)

言語聴覚士の資格を有し、相当の実務経験がある方

(3) 子ども総合センター理学療法士 (2)

理学療法士の資格を有し、相当の実務経験がある方

(4) 子ども総合センター看護師 (2)

看護師の資格を有し、相当の実務経験がある方

(5) 保育所等訪問支援員 乙(3)

公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有し、相当の実務経験がある方

(6) 在宅児等訪問支援員

保健師、看護師、社会福祉主事、保育士のいずれかの資格を有し、相当の実務経験がある方

(7) 療育指導員(次のいずれかに該当する方)

ア 保育士又は社会福祉士の資格お持ちの方

イ 学校教育法に基づく大学、大学院において、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、

芸術学、体育学のいずれかを専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した方

ウ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許をお持ちの方

エ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成学校を卒業した方

※1 ただし、下記に該当する方は応募することができません。また、採用決定後並びに地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

(1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

(2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

※2 上記全ての業務に従事する者は令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の事前確認、犯罪事実確認の対象となります。このため、予め、採用選考過程において、書面により、特定性犯罪の有無について申告していただきます。

7 応募手続

応募方法	郵送、持参又はオンライン申請システム「LoGoフォーム」によります。 <提出書類> (1) 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）（写真添付） (2) 作文（A4判指定の書式、横書き、800字程度） (3) 資格を証明するもの（写し） ※(1)(2)は、下記の新宿区ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomosc01_002074.html
応募期間	令和8年1月15日（木）～1月30日（金）（必着） ◆持参の場合：事前に連絡の上、上記期間の土、日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時までとします。
応募先	◆郵送または持参の場合 〒160-0022 東京都新宿区新宿7-3-29 新宿区子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課発達支援係 電話番号 03（3232）0679 直通
LoGoフォームによる 応募	下記のURL又は2次元コードから応募できます。 応募の際には、顔写真のデータ、資格を証明するもの、作文の電子添付が必要です。 https://logoform.jp/form/kubz/1382067



※応募内容を保存する場合はスクリーンショット等で保存していただくようお願ひいたします。
応募書類は一切返却いたしません。

8 選考方法、日時及び場所

（1）第1次選考

選考方法	作文（テーマ：「自治体の専門職としての役割と心構えについて」） A4判指定の書式、横書き、800字程度
結果発表	令和8年2月5日（木）以降、郵送にて通知します。 ※結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。なお、合格者へは、事務手続きを要するため、電話による通知も行います。

（2）第2次選考

日時・会場	令和8年2月12日（木）午前9時から正午までの間で順次実施します。 ※日時は変更になる場合があります。 ※面接会場は子ども総合センター内面接会場です。（第1次選考合格通知にも記載します。）
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年2月13日（金）以降、郵送にて通知します。 ※結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。なお、合格者へは、事務手続きを要するため、電話による通知も行います。 ※第2次選考に合格した場合は、2月20日（金）午後、区が指定する医療機関にて、健康診断を受診していただきます。なお、6か月以内に受診歴があれば、替えることができる場合があります。

9 個人情報の取扱い

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

10 勤務条件

職名	（地域手当込） 基本月額	期末・勤勉手当	通勤費用（月額）	勤務形態	土曜日勤務	日曜日勤務	休憩時間	週休日	休日	休暇等	時間外労働	服務	共済組合・社会保険	公務災害補償		
														補償地保険法公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害		
1 子ども総合センター心理指導員 甲(1)	342,000円程度	○	上限額五万五千円の範囲内で支給されます。	月20日/6h	所属土曜日が定める午前九時半～午後六時の間で	○	○	一時間（正午～午後一時）	○	（有給休暇）年次有給休暇、慶弔休暇等（無給休暇）妊娠出産休暇、母子保健健診休暇等	原則としてありません。	○	○	○	地方公務員法の服務規定が適用されます。	
2 子ども総合センター言語聴覚士 (2)	273,000円程度	○		月16日/6h	午前九時半～午後六時半	○	○		○	○	○	○	○	○	○	地方公務員法の服務規定が適用されます。
3 子ども総合センター理学療法士 (2)	162,000円程度			月8日/6h	午前九時半～午後六時半の間で	○			○							地方公務員法の服務規定が適用されます。
4 子ども総合センター看護師 (2)	156,000円程度	○		月20日/4h	午前九時半～午後一時半	○	○		○							地方公務員法の服務規定が適用されます。
5 保育所等訪問支援員 乙(3)	136,000円程度			月8日/6h	月～金曜日、午前九時半～午後四時半				○							地方公務員法の服務規定が適用されます。
6 在宅児等訪問支援員	128,000円程度	○		月12日/6h					○							地方公務員法の服務規定が適用されます。
7 療育指導員	239,000円程度	○		週5日/6h					○							地方公務員法の服務規定が適用されます。

※上記1、2については、午後6時までのシフト勤務が主となる可能性があります。

※昇給制度はありません。

※採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課発達支援係

所在地：〒160-0022 東京都新宿区新宿7-3-29

電話番号：03（3232）0679（直通）（土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで）